

資料3（差し替え）

第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画について

第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年4月～令和7年3月となっております。令和5年度からは第3期支援計画策定に向けて準備を開始するところです。

令和4年6月15日に「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が成立、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足します。厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども・子育て本部で所管している保育園や認定こども園所管も「こども家庭庁」へ移管されます。

「こども家庭庁」では、「こども大綱」が策定される予定となっております。この「こども大綱」は「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子供の貧困対策」が今後一体的に作成されることとなります。市町村はこの大綱を勘案し「こども計画」の策定を検討する必要があり、子ども・子育て支援計画も一体的な策定ができるとされています。

大綱の内容を精査し、関係各課と連携し策定の方向性を、子ども・子育て会議で示していく予定です。